

国保連合会だより



NO. 2022-医-3
令和4年 9月 15日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

1 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴うレセプトの請求方法について

令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を2割とするとともに、変更による影響が大きい外来療養（訪問看護を含む）を受けた者について、施行後3年間は、ひとつき分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されます。

つきましては、静岡県国保連合会のホームページに計算事例を掲載していますので、御確認ください。

なお、市町から重度心身障害者（児）医療及びひとり親医療の受給者証の交付を受けている方について、医療機関等におけるレセプトの請求方法は以下のとおりです。

(1) 浜松市内の保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション

ア レセプト方式にて請求する場合

保険者番号 39221304 につきましては、配慮措置の現物給付の対象外となりますので、国公費と同様の請求となります。

イ 医療費明細書にて請求する場合

保険者番号 39221304 以外につきましては、配慮措置の現物給付の対象となりますので、保険単独レセプトと同様の請求となります。

(2) 浜松市以外の保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション

配慮措置の現物給付の対象となりますので、保険単独レセプトと同様の請求となります。

【担当】

(医科) 054-253-5540

(歯科) 054-253-5535

(調剤・訪問看護) 054-253-5541

2 静岡県単独特定疾患治療研究事業（公費86）の取扱いについて

令和4年10月1日から施行される、後期高齢者医療制度の負担割合の見直しに伴う配慮措置について、静岡県が実施する県単独特定疾患治療研究事業につきましては、配慮措置の現物給付の対象外となりますので、国公費と同様の請求となります。

3 後期高齢者のレセプトにおける特記事項欄の記載変更について

後期高齢者の令和4年10月診療分以降のレセプトについて、特記事項欄の記載が次のように変更されます。

特記事項		診療年月 令和4年9月以前	診療年月 令和4年10月以降	所得区分 (後期高齢者)
コード	名称			
26	区ア	○	○	現役並みⅢ
27	区イ	○	○	現役並みⅡ
28	区ウ	○	○	現役並みⅠ
29	区エ	○	×	一般
30	区オ	○	○	低所得ⅡⅠ
31	多ア	○	○	現役並みⅢ/多数回
32	多イ	○	○	現役並みⅡ/多数回
33	多ウ	○	○	現役並みⅠ/多数回
34	多エ	○	×	一般/多数回
35	多オ	×	×	—
41	区カ	×	○	一般Ⅱ
42	区キ	×	○	一般Ⅰ
43	多カ	×	○	一般Ⅱ/多数回
44	多キ	×	○	一般Ⅰ/多数回

※ ○を使用し、×は使用しない

【担当】
(情報管理課) 054-253-5586

4 浜松市からのお知らせ

■ 令和4年10月1日からこども医療費助成制度の助成内容を次のように変更します。

(変更箇所を下線で表示)

83220020 こども医療

対 象	変更前	変更後
0歳から就学前の 3月31日まで ※「0歳児」 1歳の誕生月の末日まで	入院 500円/日 (食事 助成対象外) 通院 500円/毎回	入院 <u>自己負担なし</u> (食事 助成対象外) 通院 500円/毎回 <u>ただし、0歳児は自己負担なし</u> (時間外は除く)
時間外の取扱い	助成対象 (通院 500円/毎回)	助成対象 (通院 500円/毎回)
対象の医療機関等	県内 (県外受診は償還払い)	県内 (県外受診は償還払い)
小・中・高校生世代 ※18歳に達する日以降の 最初の3月31日まで	入院 500円/日 (食事 助成対象外) 通院 500円/毎回	入院 <u>自己負担なし</u> (食事 助成対象外) 通院 500円/毎回
時間外の取扱い	助成対象外	助成対象外
対象の医療機関等	市内 (市外受診は償還払い)	<u>県内 (県外受診は償還払い)</u>

問い合わせ先 浜松市子育て支援課 (TEL:053-457-2792)

■令和4年10月1日からひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障害者（児）医療費助成制度の助成内容を次のように変更します。（変更箇所を下線で表示）

対 象	変更前	変更後
84220029 ひとり親医療 親と20歳までの子 ※20歳を迎える前日の属する月の末日まで ※訪問看護は助成対象外	入院・通院とも 1医療機関 500円/月 （食事 助成対象外）	入院 <u>自己負担なし</u> （食事 助成対象外） 通院 1医療機関 500円/月 <u>ただし、0歳児は自己負担なし</u> （時間外は除く） ※「0歳児」 1歳の誕生月の末日まで
85220028 重度医療 手帳所持者等 （うち20歳未満） ※20歳以上については、 変更なし		
時間外の実施	助成対象（通院 1医療機関 500円/月）	助成対象（通院 1医療機関 500円/月）

■ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度障害者（児）医療費助成制度に係る請求方法

（1）浜松市内の保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション

変更する助成内容に合わせた自己負担額を徴収いただき、レセプトにてご請求ください。

（2）浜松市以外の保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション及び県内の柔道整復師

従来どおり、保険証等に合わせた自己負担額を全額徴収してください。

ご提出いただく「ひとり親家庭等医療費明細書」または「重度障害者（児）医療費明細書」により、後日、受給者に助成金を償還します。

問い合わせ先 ひとり親家庭等医療費助成制度 浜松市子育て支援課（TEL:053-457-2792）
 重度障害者（児）医療費助成制度 浜松市障害保健福祉課（TEL:053-457-2212）

5 磐田市からのお知らせ

令和4年10月1日からこども医療助成制度の助成内容を次のように変更します。
(変更箇所を下線で示しています。)

83220111 こども医療

対象年齢の拡充

区分	変更前		変更後
対象年齢	中学3年生まで	高校生年代	<u>高校3年生相当年齢まで</u> (18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)
自己負担	入院 なし (食事 自己負担なし) 通院 なし	入院 500円/日 (食事 助成対象外) 通院 500円/毎回	入院 なし (食事 自己負担なし) 通院 なし

問い合わせ先 磐田市こども未来課 (TEL:0538-37-4896)